

墾田相承爲佃、不願改動、若從班授、恐多喧訴、於是隨舊不動、各令自佃焉。

〔類聚國史^{百五十九}〕延曆十九年十二月辛未、收大隅薩摩兩國百姓墾田、便授口分、

〔西遊雜記^三〕薩摩侯の領分に入ル時には、關所におゐて荷物を改め、見せ金と稱して金子三步計も所持せざれば、關所を入れず、是は國に入て病死せるか、疾病ある時に、國所の物入にならぬ用心と見えたり、予^河○古^辰此國の一見は、一通りの旅人にては、端々迄見めつる事ならぬ様に兼て聞及し故に、假に六十六部の修行者に身をやつして、關所にかゝりし故に、さして番人のとがめもなかりし也、然ども往來證文を一見とて、左の通ゆるし切手を渡し、村々におゐて、此手形を庄屋年寄に見せて、何月何日何村に止宿せしといふ書付を取て通行すべしと云渡せし也、其書付の寫、

覺

備中國下道郡岡田村
修行者

古松軒一人

一年五十歲

一笈一ツ内に本尊地藏尊、其外何々、

一金子何兩

右者國所證文、路銀持參、水引新田宮、鹿兒島福昌寺、正八幡霧島山、六十六部經文爲奉納、昨日當御番所^江入來候付、相改、爰元ニ致一宿、今日午刻爲立差越候條、御領分中少も無滯差通、經文奉納相濟候者、其最寄御番所より、無油斷歸國可被申付候、以上、

何月何日

何之何某印

郷士年寄中^江

此書を止宿せんと思ふ所にて、年寄^{村役人}の事、宅に行て差出せば、年寄よりも又左之通の書付を渡